

# 社会福祉法人 若宮福祉会

## 幼保連携型認定こども園 つぼみ保育園 運営規程

### 第1章 総 則

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 若宮福祉会が設置する幼保連携型認定こども園 つぼみ保育園（以下「本園」という）の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 つぼみ保育園
- (2) 所在地 青森市旭町3丁目7番8号

(目的)

第2条 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(教育及び保育の目標並びに主な内容)

第3条 本園は、園目標を「広い園庭、よい環境、充実した教育及び保育で健康に育てる」とし、教育及び保育の主な内容を次のように定める。

- (1) 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- (2) 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかわる力を養う。
- (3) 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- (4) 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- (5) 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(運営方針)

第4条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により入園時記や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

(子育て支援)

第6条 本園は、子育て支援事業として次の事業を実施する。  
地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

## 第2章 職員及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園に次の通り職員を置く。ただし、職員の員数については、本園を利用する子どもの数に応じて、変更することがある。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長（教頭） 1名
- (3) 主幹保育教諭 1名
- (4) 指導保育教諭 2名
- (5) 保育教諭 10名
- (6) 調理員 2名
- (7) 学校医 1名
- (8) 学校歯科医 1名

(9) 学校薬剤師 1名

(10) 事務員 1名

2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副園長（教頭）は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。子育て支援事業を行う。

4 主幹保育教諭は園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

5 指導保育教諭は、主幹保育教諭を助け、保育教諭の指導並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

6 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

7 調理員は、献立に基づく調理業務及び調理室の衛生管理、食育に関する活動を行う。

8 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに健康診断等を行う。

9 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。

10 学校薬剤師は、保健計画の立案への参与、環境衛生の維持及び改善に関して必要な指導及び助言、園児の保健指導、医薬品の管理に際し必要な助言を行う。

11 事務員は経理及び庶務等の事務全般を行う。

### 第3章 定員

(子どもの区分ごとの利用定員)

第8条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 10人

(2) 2号認定子ども 30人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 24人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

## 第4章 保育の提供を行う日、時間及び料金

(学年及び学期)

第9条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育を行う日及び行わない日)

第10条 教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 年末、年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(3) その他、理事長が必要と認めた日

(開園時間)

第11条 本園の開園時間は、7時から19時までとする

(教育・保育等を行う時間)

第12条 教育・保育等を行う時間は次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 9時00分から13時00分まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時から18時までの11時間以内で保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

9時から17時までの8時間以内で保護者が必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時から9時まで又は、13時から19時までの範囲内で一時預かり(預かり保育)を行うものとする。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号イ及び同号ロに掲げる時間以外の時間で、保育が必要な場合は、7時から9時まで及び17時から19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を行うものとする。

(利用者負担その他の費用)

第13条 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払いを受けるものとする。

2 本園においては、前項に定めるもののほか、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次の通り実費を徴収する。ただし、同項の規定により免除される費用については、この限りではない。

| 区 分                |    | 金 額       | 支払いを受ける時期 |
|--------------------|----|-----------|-----------|
| 給食食材費<br>(1号認定子ども) | 副食 | 月額 3,500円 | 翌月10日     |
| 給食食材費<br>(2号認定子ども) | 副食 | 月額 4,500円 | 翌月10日     |
| 絵本代<br>(2・3号認定子ども) |    | 月額 400円程度 | 翌月10日     |
| スイミングスクール代(希望者)    |    | 月額 3,600円 | 毎月末日      |

※ 1号認定子ども及び2号認定子どもは、主食を持参する。

3 本園においては、前3項に掲げるもののほか、次に掲げる費用について、次掲げる額の支払を保護者から受け取るものとする。ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、次に定める額から当該受領額を控除した支払を保護者から受け取るものとする。

| 区 分         | 利用料  |
|-------------|--|
| 一時預かり(一般型)  | 日 額 1,500円(8時間以内)<br>1時間 300円(4時間以内)<br>※食事代含む   |
| 一時預かり(幼稚園型) | 7時～9時、13時～15時は無料<br>15時から18時まで、1時間 100円<br>18時から19時まで、30分毎150円   |
| 延長保育        | (保育短時間認定を受けた子ども)<br>月曜日～土曜日<br>7時～9時無料、17時～18時 100円<br>18時～19時 30分ごと150円<br>(保育標準時間認定を受けた子ども)<br>18時～19時 30分ごと150円 |

## 第5章 入退園及び利用の終了

### (利用の開始)

第14条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

2 利用の申し込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子ども利用定員の総数を超える場合については、青森市特定保育・教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、先着順で選考する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

### (転園又は退園)

第15条 転園、又は退園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出ることとする。

### (利用の終了)

第16条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当しなくなったとき

(3) その他の利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

## 第6章 保健衛生・安全管理、緊急時における対応、非常災害対策

### (保健衛生管理)

第17条 本園は、保健衛生管理を次のように実施する。

- (1) 保育教諭は、園児の生育歴、既往症、家族の健康状態の調査を行う。
- (2) 園児の身長、体重の測定（隔月）
- (3) 学校医による検診（内科検診年2回、歯科検診年2回）
- (4) 感染症その他の予防接種についての情報提供
- (5) 職員の健康診断（年1回）
- (6) 職員の腸内細菌検査（月1回）
- (7) 園舎内外の清掃、消毒

2 学校医は、園児の健康診断の結果を園長に報告するとともに、その対策について助言、指導しなければならない。

3 職員の健康診断は、嘱託医若しくは他の医療機関で行い、園長はその結果を本人に伝えなければならない。

### (安全管理)

第18条 本園は、外部からの侵入者に対する安全確保や日常の安全管理について、別紙「安全管理の点検項目」により点検し、園児等の安全確保に努める。

2 職員は、施設、遊具、火気等に注意し、その安全を確保し、事故を未然に防止することに努めるとともに、交通安全の指導を行う。

### (緊急等における対応方法)

第19条 本園の職員は、教育及び保育の提供の際、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じる。

2 教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (非常災害対策)

第20条 本園は非常災害に備えて、消防計画等を作成し、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施する。

## 第7章 その他

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行い必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第22条 本園の職員は、業務上知り得た入所児童及び保護者の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

2 本園の実施する秘密の保持に係る措置については、別に定める〔個人情報保護に関する基本方針〕による。

(苦情対応)

第23条 本園は、別に定める〔要望等解決処理規程〕により、入所児童の権利を守り、入所児童及びその保護者からの苦情等に適切に対処する。

(庶務)

第24条 公印の取扱いは、別に定める〔公印取扱規程〕による。

第25条 本園の事務は、すべて園長の決裁を受けなければならない。

第26条 分掌事務並びにその職務分担については、就業規則第4条別表1に定めるところによる。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 この規程に変更が生じた場合は、速やかに青森市へ届け出するものとする。

附 則

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、認可の日から施行する。